

出席停止期間一覧表

学校感染症の種類		出席停止の期間の基準		
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群ベータコロナウィルス属SARS コロナウィルス)、 中東呼吸器症候群(ベータコロナウィルス属MERSコロ ナウィルス)、 特定鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)	治癒するまで		
	その他新型インフルエンザなど感染症の予防及 び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 十年法律第百十四号)第六条第七項から第九項ま でに規定する指定感染症及び新感染症			
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)[1～2]	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	ただし、病状により学 校医その他の医師にお いて感染のおそれがないと認めたときは、こ の限りでない	
	百日咳[6～15]	特有の咳が消失するまで又は5日の適正な抗菌性物質製剤による 治療が終了するまで		
	麻疹(はしか)[10～12]	解熱した後3日を経過するまで		
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)[14～24]	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで		
	風疹[14～21]	発疹が消失するまで		
	水痘(水ぼうそう)[11～20]	すべての発疹が痂皮化するまで		
	咽頭結膜熱(プール熱)[5～6]	主要症状が消退した後2日を経過するまで		
	新型コロナウイルス感染症)[2～3]	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過す るまで		
	髄膜炎菌性髄膜炎			
	結核			
第三種	コレラ[1～2]	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		
	細菌性赤痢[1～5]			
	腸管出血性大腸菌感染症[4～9]			
	腸チフス・パラチフス[1～3週間]			
	流行性角結膜炎[7～14]			
	急性出血性結膜炎[1～2]			
	その他の感染症の例 溶連菌感染症[2～4] ウイルス性肝炎[4～7週] マイコプラズマ肺炎[2～3週] 流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)[1～3]など			
	その他			その状況により学校医その他の医師において適当と認める期間
	第一種若しくは第二種の感染病患者のある家に 居住する者又はこれらの感染病にかかっている 疑いがある者			
	第一種又は第二種の感染症が発生した地域から 通学する者			
第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した 者				

※ []内は、通常の潜伏期間を示す。